

令和5年度

試験名：編入学試験

【社会・国際学群社会学類法学専攻】

区 分	標準的な解答例又は出題意図
外国語	<p>同性婚に関する裁判の動向を示した The Japan Times の記事 Japan's disappointing ruling on same-sex marriage の文章から出題を行った。</p> <p>問 1 大阪地裁に提起された訴訟に関連して、同性婚が法的に認められていない問題点に関する記述の下線部全訳を問うことで、文の構造と意味が把握できているかを尋ねた。</p> <p>問 2 司法と立法、世論のあるべき関係性について述べた文章の文意を把握した上で、自らの見解を展開できているかを尋ねた。</p> <p>問 3 初めて同性パートナーのサポートを行った地方自治体を記述した文の構造と意味が把握できているかを尋ねた。</p> <p>問 4 文章全体を通して、著者の議論の趣旨が理解できているかを尋ねた。</p>

令和5年度

試験名：学群編入学試験

【社会・国際学群社会学類法学専攻】

区 分	標準的な解答例又は出題意図
専門科目(公法)	<p>小問1</p> <p>刑法の基本概念を正確に理解しているかどうかを試す問題である。</p> <p>まず定義(「人を犯罪者として処罰するには、民主主義の過程で制定された法律によって、予め罪と罰を明確にしておかなければならないという原則」など)を述べ、実定法的根拠としては、憲法 31 条の適正手続条項を挙げ、その意義として、民主主義的意義と自由主義的意義に触れることが期待される。</p> <p>内容としては、従来から指摘されている①慣習刑法排除の原則、②類推適用禁止の原則、③事後法禁止または刑法不遡及(ふそきゅう)の原則、④絶対的不定期刑禁止の原則などに触れるほか、近時は、アメリカでの「明確性の理論」に基づき、⑤刑罰法規の明確性を要求する考え方、同じくアメリカの「実体的デュー・プロセス」の理論を前提に、刑罰法規の内容そのものについても、⑥罪刑の均衡をはじめ処罰の実質的な合理性を要求する考え方があることに触れることが期待される。</p> <p>その他、近代において絶対王制下における罪刑専断主義に対抗する形で登場したこと、近代刑法の父フイエルバッハが「法律なければ犯罪はなく、刑罰もない」と表現したことなど、歴史的な理解に触れていれば加点事由となる。</p> <p>小問2</p> <p>刑法総論の基礎理論を理解した上で、刑法各論である各犯罪構成要件を理解しているかどうかを試す問題である。</p> <p>被害者の同意に関しては、犯罪類型によって、①犯罪が成立しなくなるもの、②別の構成要件に該当することになるもの、③何ら影響がなく犯罪が成立するもの、に分類される。</p> <p>多くの場合は①であるが、②にあたるものとしては、殺人罪(199 条)では同意があれば同意殺人罪(202 条)となるし、現住・現在建造物等放火罪(108 条)では同意があれば非現住・現在建造物等放火罪(109 条)となるし、③にあたるものとしては、13 歳未満の男女に対する強制性交等罪(177 条後段)がある。</p> <p>その根拠については、被害者自身が自分の個人的法益については処分可能であるから、その同意があれば基本的には違法性が阻却されるが、③のケースでは同意能力がないと認められる者については同意があっても犯罪が成立することにし、②のうちの放火罪については自分の家屋だけでなく社会的危険が発生しているから別の構成要件に該当することになり、殺人罪については後見的配慮から別の構成要件に該当するとして命を絶つ行為を抑制しようとしている、などと説明することになる。</p> <p>この点で問題となるのが傷害罪である。①類型にあたるとも考えられるが、③の殺人罪の考え方を適用して一定の場合には犯罪に該当するとの考え方もある。</p> <p>その他、刑法総論的論点としては、推定的同意などの論点がある。</p> <p>いずれにしても、犯罪の成否が異なる犯罪類型を的確に区別し、その根拠を矛盾なく説明できていれば可とし、その他の論点に触れていれば加点事由とする。</p>

令和5年度

試験名：学群編入学試験

【社会・国際学群社会学類法学主専攻】

区 分	標準的な解答例又は出題意図
専門科目(私法)	<p>主専攻とする分野に関する基本的な知識と、問題発見及び論理的思考を展開する能力を判定するため、下記の各問題を課した。</p> <p>【問1 次の用語の意味を説明しなさい。】</p> <p>専門用語の意味を正確に理解しているかを判定する。</p> <p>(1) 意思能力： 意思表示の基となる効果意思を形成し、相手方に適切に表示する能力であり、概ね7歳から10歳程度の平均的な人の能力を標準とする。</p> <p>(2) 住所： 生活の本拠となる場所。具体的な効果について言及しても可。</p> <p>(3) 不動産： 土地及びその定着物。土地と建物とが独立の不動産であることが日本法の特徴であることに言及しても可。</p> <p>(4) 復代理： 代理人がその権限の範囲内でさらに選任する代理人。復代理人の行為の効果は本人に直接帰属する。</p> <p>(5) 対抗要件： 相手方の意思に反してでも効力を主張することができるための要件。不動産の場合は登記、動産の場合は引き渡しとなる。</p> <p>(6) 準占有： 有体物以外の財産権を自己のためにする意思を以て権利行使を行うこと。</p> <p>(7) 代価弁済： 債権者が自己の意思で抵当不動産の第三取得者から債権の一部の弁済を得て抵当権を消滅させる制度。</p> <p>(8) 法定地上権： 同一の所有者に属する土地と建物とに別々の抵当権が設定され、抵当不動産の買受人が異なるものとなった場合、法律の規定により建物のために当該土地に成立する地上権。</p> <p>(9) 使用貸借： 利用者が所有者と対価なくして物を使用し、現状のまま返還する契約。対価が不要である点、所有者の意思に基づいていつでも解約できる点で、賃貸借と異なる。</p> <p>(10) 遺留分： 被相続人の一定範囲の相続人に、相続財産の一定割合について、受遺者あるいは他の相続人に対して返還ないし引渡を求めることができる権利、又はその割合。</p>

【問2 学生が、受講していた授業について、授業中の様子を他人の承諾を得ずに録画し、その映像を加工せずかつ視聴者の範囲を制限せずに配信した場合に発生すると考えられる、法律上の問題点と当該学生の負うべき民事の責任について論じなさい。】

現代的な問題点に対する法の適用の仕方と合理的かつ妥当な解釈を検討することができる能力を判定する。

概ね下記の論点が全て網羅され、自己の解釈が異なる解釈に対する批判と共に書かれていれば満点。不足する部分があった場合には、その都度減点の対象とする。

・在学契約により適法に受講していた授業であっても、授業の進行及び運営ないし授業外に対する情報の開示については、大学の管理に従う必要があり、無許可で録画した映像を許可なく配信することは、在学契約の違反ないし大学の業務に対する妨害として不法行為を構成する可能性がある。なお、内容に虚偽の事実あるいは通常人の判断能力をして誤解される情報が入っていた場合には、それ自体も不法行為となり得る(大阪地判令和3年11月30日平成28年(ワ)4852号)。これに対して、大学の風評を上げる等、大学等に利益がもたらされた場合に、これを違法性の阻却事由と解釈するか、損害の減額事由と解釈するかは、解釈が分かれる。

・録画した映像中に人の顔や姿等が含まれていた場合、名誉毀損ないしプライバシー侵害に基づく不法行為が、前記と別次元で成立しうる。なお、名誉毀損の場合は社会的評価の低下ないしその可能性が要件として必要であるが、大学で授業を受けていること自体は、少なくとも受講者にとっては私的領域の範囲に属することであるため、プライバシー侵害は必ず成立する。なお、個人情報保護違反については、撮影者が事業者であって、映像配信を事業として行っているのでない限り、個人情報保護法制による規制が及ばないため、前記のプライバシー侵害の具体的事実として解釈すれば足り、独立に個人情報保護違反を論ずる必要はない。他方、教員に関しては、受講者と異なり私的領域の範囲であるかはやや微妙な点があるが、本人の承諾がない限り、少なくとも肖像権、パブリシティ権の侵害が成立すると考えられる。

・以上のほか、大学、教員、あるいは受講者個人に対して派生的に生じた損害について、どの範囲までを本件映像が配信されたことと因果関係を有すると考えるべきかは、事案ごとに解釈が異なりうる。

以上